

# 第 1 編

## 総 則



## 目 次

第1編 総 則.....	1
第1節 計画の目的及び構成.....	1
第2節 防災の基本理念及び施策の概要.....	3
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱.....	9
第4節 筑北村の地勢と災害要因、災害記録.....	17
第5節 被害想定.....	26



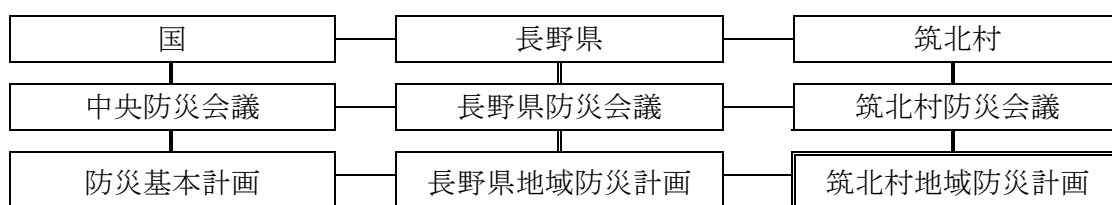
# 第1編 総 則

## 第1節 計画の目的及び構成

### 第1 計画の目的

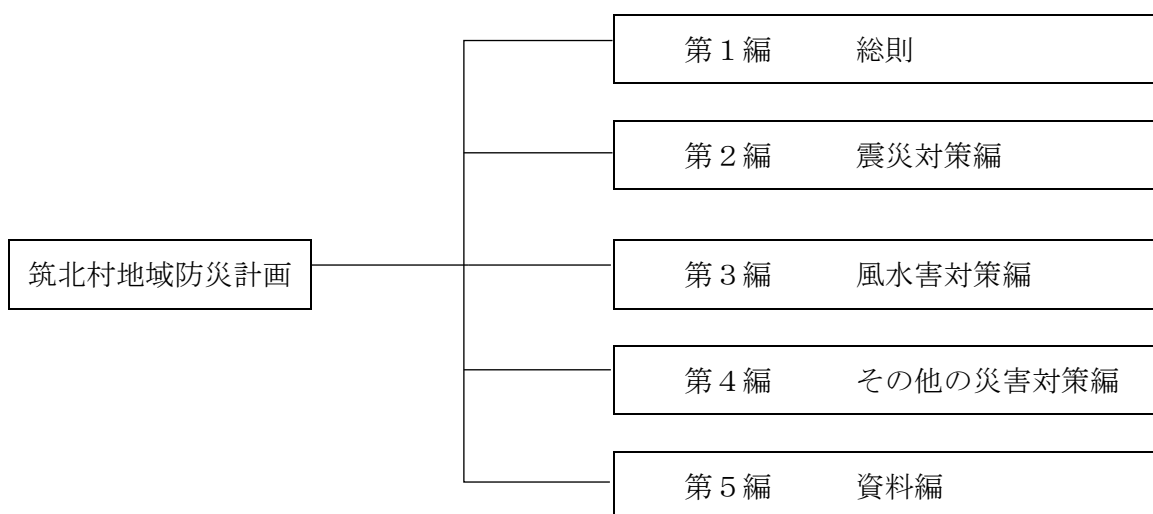
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、筑北村防災会議が作成する計画であって、村、長野県、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、村域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

【国、長野県及び筑北村の防災会議並びに防災計画の体系】



### 第2 計画の構成

本計画は、第1編の総則に続いて、第2編を震災対策編、第3編を風水害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興の各段階における諸施策を示した。また、第4編をその他の災害対策編とし、原子力災害対策、火山災害対策、雪害対策、航空災害対策、道路災害対策、鉄道災害対策、危険物等災害対策、大規模な火事対策、林野火災対策について特記すべき事項を示し、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料・様式等を掲げた。



### 第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、長野県の防災方針、村の情勢を勘案して、必要があると認めるときは速やかにこれを修正する。

### 第4 計画の周知徹底

本計画は円滑かつ的確に運用するため、村職員、住民、関係機関及びその他防災に関する主要施設の管理者に、防災活動の指針として周知徹底を図る。

## 第2節 防災の基本理念及び施策の概要

本村は、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。

### 第1 基本方針

1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、村、長野県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

#### (1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。
- (イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

- (ア) 災害に強い村づくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等災害に強い構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- (イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- (ウ) 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基つきその支援力を向上し、長野県、村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。
- (エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

- (オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な防災訓練を実施する。
- (カ) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

## (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍村民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

- (ア) 災害発生の際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- (イ) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
- (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- (オ) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- (カ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。



- (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- (ク) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- (ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- (サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- (シ) 災害時におけるボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。

- (ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- (イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (ウ) 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。
- (エ) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
- (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
- (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

ウ 村、長野県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとるものとする。

## 2 村、関係機関が行う事項

村、長野県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとるものとする。

- (1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

## 3 住民が行う事項

住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるものとする。

## 4 関係機関の連携強化

どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

# 第2 防災対策の大綱

筑北村は、年間平均降水量 1,000 mm 程度の寡少地域ではあるが、脆弱な地質に加え、小河川は急峻な地形を流れているため、梅雨後期の大雨や異常豪雨に見舞われると地すべりが発生し、鉄砲水となり多量の土砂が流出したり、道路や鉄道の崩壊・崩落などが懸念される。

### (地震)

「第3次長野県地震被害想定調査」(平成27年3月)では、長野県内に大きな被害を及ぼすと思われる長野盆地西縁断層帯の地震、糸魚川-静岡構造線断層帯の地震、伊那谷断層帯(主部)の地震、阿寺断層帯(主部南部)の地震、木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震、境峠・神谷断層帯(主部)の地震の6地震と東海地震及び南海トラフ地震についての被害想定が市町村ごとに行われ公表された。資料によると、本村においても大きな被害が発生することが想定されている。また、政府の地震調査研究推進本部が平成17年3月に公表した「全国を概観した地震動予測地図」では、本村は糸魚川-静岡構造線活断層帯北部・中部に属しており、この地域で今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が13%を超えるとの想定もされている。今後は、軟弱な地盤、地すべり、土石流危険区域への各施設、住宅等の建設などについては指導を強化する。

## (土石流)

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、異常豪雨等によって土石流が発生し、被害を受けている例が多い。平成16年10月の台風23号の豪雨により、本城地域の長野自動車道では、本線上に大量の土砂の流入があり数日間通行止めとなった。また、平成18年7月には、岡谷市で梅雨前線に伴う豪雨により土石流災害が発生し、8名もの尊い命が奪われ、土石流の恐ろしさを再認識したところである。

本村では、水資源確保と災害防止対策を兼ねたダムが建設されている。複雑かつ軟弱な地盤という地形を有していることから、今後も危険箇所の把握とパトロールを強化し、住民に対する啓発にも力を入れていく。

## (治山・治水)

自然の保護・保全、水資源の確保は、本村の発展に欠かせないものである。64のため池と砂防ダムの建設など、水の確保・災害の防止計画等は関係機関との連携により着々と進められてきた。今後の水利用の増大に対応するために、栃平ダムをはじめとしてなお一層の砂防兼水溜ダムの建設推進を図り、万全を期すものとする。

また、本村の約76.0%が荒廃の目立つ山林原野で占められ、さらに本村を流れる川のほとんどが急峻ている。治山・治水に関しては国・長野県の協力を得て最大限の努力を傾けてきたところであるが、今後も改修工事、砂防・治山堰堤工事及び造林等の整備推進を図ると同時に、関係機関との連携を深めて現状に即した計画を立て実行していくものとする。

## (火山)

山岳県である長野県には、浅間山、焼岳、御嶽山、横岳、アカンダナ山、乗鞍岳の6火山があり、さらに隣接する県境付近には草津白根山、新潟焼山、妙高山、弥陀ヶ原の4火山があつて、合わせて10の活火山に囲まれている。

これら火山の爆発・噴火等によっても、本村に大きな被害をもたらすとは考えにくい、その規模によっては、降灰程度の被害を想定する必要がある。

## (火災)

本村には老朽化した木造家屋も多く、火災により多大な被害が生じる危険性は否めない。さらに、本村の場合、山林原野面積が村土の88.4%を占めている関係上、林野火災には一層の予防対策を講ずる必要がある。

また、平素の火災予防運動等を通じ防火思想の普及に努めるとともに消防組織の充実、消防施設の整備等、消防力の強化を推進するほか、他村との消防相互応援協定に基づき、災害発生時における最大限の防火措置を図る。

## (全般)

災害の際、その被害を最小限にとどめるには、何よりも住民一人ひとりの日頃からの備えと災害時の適切な行動が肝要であり、あらゆる機会を利用して住民に対し、自主防災組織を通じ防災知識の普及、高揚を図っていく。

なお、災害が発生した場合には、この計画の定めるところにより、防災関係機関の協力を得て、所掌に係る災害応急対策を速やかに実施する。そのため、総合防災訓練及び地震総合防災訓練を実施し、防災活動における実践的能力のかん養を図る。また、生活の安定、社会経済活動の早期回復、二次災害の発生防止のため、被災施設の迅速かつ適切な復旧を図る。

## 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために長野県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 松本広域消防局

松本広域消防局は、災害から組織市村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに、防災活動を実施するとともに、村災害対策本部の業務に従事する。

#### 3 長野県

長野県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、風水害災害から、長野県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害から村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日頃から災害予防体制の整備を図るとともに災害時には応急措置を実施する。また、村、長野県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

#### 7 住民

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講ずる。

## 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 村

- (1) 村防災会議、村警戒本部及び村災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 災害情報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
- (7) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (8) 村内における公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。
- (9) その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。

### 2 消防機関

#### (1) 松本広域消防局

- ア 消防力の整備に関すること。
- イ 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
- ウ 被災者に対する災害時の避難・救助及び救急措置に関すること。
- エ 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。
- オ 自主防災組織の育成指導に関すること。
- カ 水防その他の応急措置及び復旧に関すること。
- キ 筑北村災害対策本部の業務に関すること。

#### (2) 筑北村消防団

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握に関すること。
- イ 住民の避難の実施に関すること。
- ウ 消火活動及び救助救急活動の実施に関すること。

### 3 長野県

- (1) 長野県防災会議、長野県警戒本部及び長野県災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 長野県域の災害情報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) 村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。
- (9) その他長野県の所掌事務についての防災対策に関すること。

#### 4 安曇野警察署

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- (4) 交通規制及び警戒区域設定に関すること。
- (5) 避難路及び緊急輸送路の確保に関すること。
- (6) 行方不明者の調査又は死体の検視に関すること。
- (7) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。
- (8) 危険物の取締りに関すること。

#### 5 指定地方行政機関

##### (1) 関東管区警察局

- ア 管区内各長野県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。
- イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。
- ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。
- エ 災害時における管区内各長野県警察の相互援助の調整に関すること。

##### (2) 関東財務局（長野財務事務所）

- ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。
- イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。

##### (3) 関東信越厚生局

- ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。
- イ 関係機関との連絡調整に関すること。

##### (4) 関東農政局（長野県拠点）

###### ア 災害予防対策

- (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。
- (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。

###### イ 応急対策

- (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
- (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。
- (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
- (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。
- (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。

ウ 復旧対策

- (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事。
- (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。

(5) 中部森林管理局

- ア 防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事。
- イ 災害にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事。
- ウ 災害応急対策用材の供給に関する事。

(6) 関東経済産業局

- ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
- イ 被災商工鉦業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
- ウ 被災中小企業の振興に関する事。

(7) 中部経済産業局

電気の供給の確保に必要な指導に関する事。

(8) 関東東北産業保安監督部

- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事。
- イ 鉦山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事。

(9) 中部近畿産業保安監督部

電気の保安に関する事。

(10) 北陸信越運輸局

災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事。

(11) 東京航空局（東京空港事務所松本空港出張所）

- ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事。
- イ 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。
- ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。

(12) 東京管区気象台（長野地方気象台）

- ア 気象等の観測及びその成果の収集、発表
- イ 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発



(13) 信越総合通信局

- ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。
- イ 非常通信に関すること。
- ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。
- エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用機器の貸出に関すること。

(14) 長野労働局

- ア 事業場における産業災害の防止に関すること。
- イ 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。

(15) 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局

- ア 災害予防
  - (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
  - (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
  - (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
- イ 応急・復旧
  - (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
  - (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
  - (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
  - (エ) 所管施設の緊急点検の実施
  - (オ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施

(16) 中部地方環境事務所

- ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。
- イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。

(17) 関東地方測量部

- ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。
- イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。

6 陸上自衛隊第13普通科連隊

- (1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。
- (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

7 指定公共機関

(1) 日本郵便(株)信越支社

- ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。
- イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。

- (2) JR会社（東日本旅客鉄道(株)（長野支社））
  - ア 鉄道施設の地震防災に関すること。
  - イ 災害時における避難者の輸送に関すること。
- (3) 日本貨物鉄道(株)（関東支社長野支店）
  - 地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
- (4) 電気通信事業者（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株)）
  - ア 電気通信設備の保全に関すること。
  - イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
- (5) 日本銀行（松本支店）
  - ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。
  - イ 損傷通貨の引換えに関すること。
- (6) 日本赤十字社長野県支部
  - ア 医療、助産等救助、救護に関すること。
  - イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。
  - ウ 義援金の募集に関すること。
- (7) 国立病院機構（関東信越ブロック）
  - 医療、助産等救助、救護に関すること。
- (8) 日本放送協会（長野放送局）
  - 災害情報等広報に関すること。
- (9) 日本通運(株)（長野支店）
  - 災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
- (10) 電力会社（中部電力(株)）
  - ア 電力施設の保全、保安に関すること。
  - イ 電力の供給に関すること。
- (11) 日本高速道路(株)（東日本高速道路(株)）
  - 長野自動車道（安曇野IC～更埴JCT）の防災に関すること。

## 8 指定地方公共機関

- (1) 鉄道会社
  - 災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
- (2) 貨物自動車運送事業者（（公社）長野県トラック協会）
  - 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。

- (3) 放送事業者（日本放送協会、信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、長野エフエム放送㈱、あづみ野エフエム放送㈱）

気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。

- (4) 長野県情報ネットワーク協会

気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。

- (5) 医師会、歯科医師会、看護協会

災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。

- (6) 薬剤師会

災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。

- (7) (一社) 長野県L Pガス協会

液化石油ガスの安全に関すること。

- (8) (一社) 長野県建設業協会

災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。

- (9) (社福) 長野県社会福祉協議会

災害時のボランティアに関すること。

## 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 松本ハイランド農業協同組合

ア 村、長野県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。

ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。

エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。

オ 農産物の需給調整に関すること。

- (2) 松本広域森林組合

ア 村、長野県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。

ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。

- (3) 筑北村商工会

ア 村、長野県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。

ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。

エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。

- (4) 病院等医療施設の管理者
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
  - イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関する事。
  - ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関する事。
  - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事。
- (5) 社会福祉施設の管理者
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
  - イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関する事。
- (6) 金融機関
  - 被災事業者等に対する資金融資に関する事。
- (7) 小学校、中学校及び高等学校
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
  - イ 災害時における教育対策に関する事。
  - ウ 被災施設の災害復旧に関する事。
- (8) 筑北村社会福祉協議会
  - ア 村、長野県が行う災害応急対策の協力に関する事。
  - イ 被災者の救助、救護活動、炊き出し及び義援金品の募集の協力に関する事。
  - ウ 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
  - エ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関する事。
- (9) 筑北村民生児童委員会、筑北村日赤奉仕団、保育園保護者会、小学校PTA、中学校PTA
  - ア 村、長野県が行う災害応急対策の協力に関する事。
  - イ 被災者の救助、救護活動、炊き出し及び義援金品の募集の協力に関する事。
- (10) 危険物施設の管理者
  - ア 安全管理の徹底に関する事。
  - イ 防護施設の整備に関する事。

## 第4節 筑北村の地勢と災害要因、災害記録

### 第1 自然的条件

#### 1 地 勢

筑北村は、長野県のほぼ中央部に位置し、長野市からは電車で約30～50分、松本市からは電車で約20～40分に位置する。

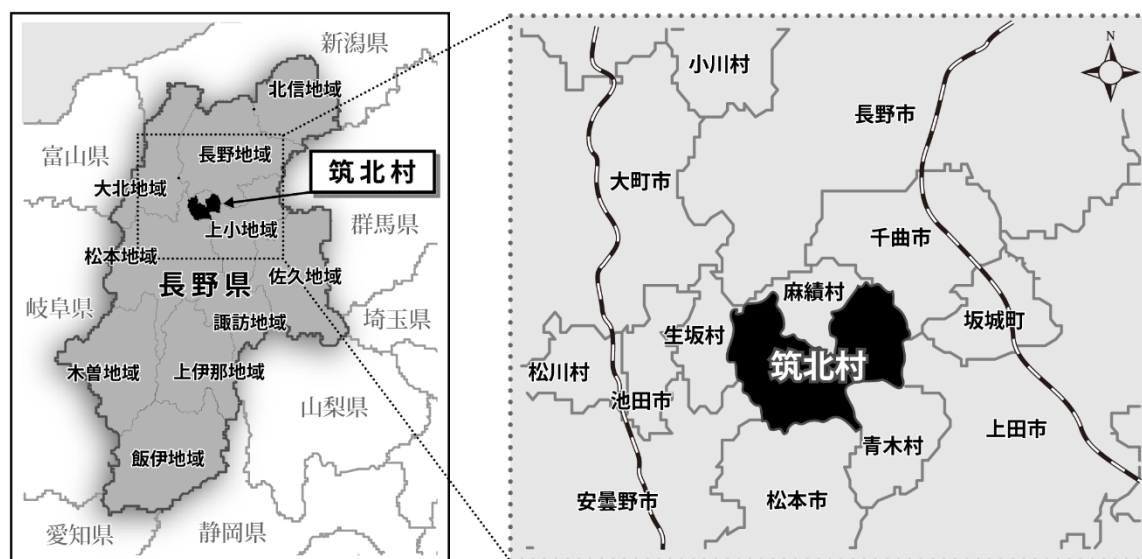
北は千曲市・麻績村・長野市、東は上田市・青木村、南は松本市、西は安曇野市・生坂村と接し、四阿屋山をはじめ、岩殿山、冠着山など象徴的な山々を背景として、東条川、安坂川、麻績川などが形成した河岸段丘や緩やかな傾斜地に集落が散在している。東西約14.5km、南北約12.0km、周囲約69km、総面積99.5km<sup>2</sup>で、山林・原野面積が88.4%を占め、極めて複雑急峻で、傾斜度が30度以上の急傾斜地帯が村全体の3分の2を占めている。地質は大部分が第三紀洪積層で形成され、一部は火山灰土壌で表土は埴壤土及び粘土地帯である。

歴史的には古来より東山道や善光寺街道が本村を通り、交通の要所として本陣もあった。当時の面影を残す町並みも残っている。

#### 2 位 置

	所在地	北緯	東経	海拔
筑北村役場	東筑摩郡筑北村西条 4195 番地	36° 24′	138° 10′	655m
坂北支所	東筑摩郡筑北村坂北 2187 番地	36° 25′	138° 00′	612m
坂井支所	東筑摩郡筑北村坂井 5687 番地 2	36° 26′	138° 40′	650m

位置図



### 3 土地利用

土地利用は本村の将来の発展を方向付けるものであり、産業の振興及び宅地化など現状と将来を鑑みた有効な土地利用計画を実施していく必要がある。

土地利用計画面積（令和5年4月1日現在）

（単位：km<sup>2</sup>）

区域	行政区域	都市計画区域	農業振興区域
面積	99.47	—	7.3

土地利用の状況（令和5年1月1日現在）

総面積	99.47 km <sup>2</sup>	100.0%
田畑	8.23	8.27
山林	61.37	61.70
原野	27.10	27.24
宅地	1.65	1.66
その他	1.12	1.13
可住地面積	9.88	9.93

※可住地面積＝総面積から山林、原野、その他を引いた面積

### 4 気 候

筑北村の気象は内陸性気候で、気温の日格差が大きい。夏季最高気温は本城地域 39.7℃・坂北地域 38.7℃・坂井地域 38.2℃、冬季最低気温は本城地域-16.9℃・坂北地域-16.4℃・坂井地域-15.8℃である。また、降水量の年平均は1,000mm程度で、近年は、降雪量も減少傾向にある。また、凍霜害、冷害、干害等にも見舞われることがある。

### 5 自然条件にみる災害の要因

本村の総面積の88.4%を占める山林原野は、表土がうすく荒廃地も多いため、豪雨時の貯水能力は低下している。このため、土砂の流出とあいまって水害の要因となりやすい。本城地域には南北に走る顕著な断層があり、数百mに及ぶ横ずれ変位を起こしており、この断層線には傾斜・断層崖も連なるなど複雑かつ急峻で脆弱な地形にあり、さらに多くの小河川は急峻な山間を流れていることから、異常豪雨による災害が最も懸念される。

また、ひとたび阪神・淡路大震災規模の直下型地震が発生すれば、本村への影響は計り知れない。地震による地すべりや土砂崩れ、がけ崩れによる基幹交通網の寸断や、さらには松クイ虫被害木、老木等の倒木なども懸念される。諸要因が相関して災害へ発展する素因が常に内在しているが、それらのうち特に災害として考えられる要因には、次のものが挙げられる。

(1) 地震の可能性

長野県域的には、火山帯に加えて、我国を代表する2本の地殻構造線が走っており、平成8年9月に政府の地震調査研究推進本部より発表された大規模直下型地震が予想される牛伏寺断層を含む糸魚川—静岡構造線活断層系による地震、想定地震である東海地震、善光寺地震などの可能性があり、本村への被害も予想される。

また、昭和40年8月から松代町（現長野市松代）付近を中心に発生した松代群発地震は、3年間に6万回もの有感地震を数えた。この群発地震の震央が次第に移動し、昭和42年には冠着山や四阿屋山へと移り、坂井地域及びその周辺での地震の際、震央とされた回数は11回あり、有感地震も1,000回を超え家屋を中心に被害を受けた。しかしながら、地震発生メカニズムは未だ解明されておらず不測の事態も懸念される。最近では、平成23年6月30日に発生した長野県中部の地震において、松本市を中心とした震度5強の地震が発生している。さらに大規模な直下型地震が起これば、本村においても多大な被害が及ぶ可能性は十分にあるといえる。

(2) 流出土砂の生産源

本村を流れる河川の地形は急峻であり、山地は表土が薄く荒廃地も多いことから、保水力は低く風化侵食にも弱いいため、流出土砂の生産源になる危険性を十分に宿しており注意が必要である。

(3) 地形による災害の特異性及び局地性

急峻かつ複雑な地形により各水系に砂防ダムが建設されたが、河川によっては著しい侵食も見られ、集中豪雨時には土石流のおそれもあるので注意が必要である。また、大雨や台風などによる豪雨発生の際には被害が予想される。

(4) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

急傾斜地、土石流及び地すべりの3種類に分類され、長野県により指定されている。降雨・地震などに対して非常に弱く、被害が予想される。（資料4参照）

(5) 急こう配の河川

河川には土砂がたい積し河床が上昇しているため、豪雨時には周辺の集落で被害が予想されるため、その対策が必要である。

(6) 前線の影響による豪雨

梅雨期、秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南海上から流入する暖湿気流によって前線活動が活発になり大雨を降らせることがあり、水害の直接の要因となる。

特に梅雨末期は集中豪雨となりやすく、警戒を要する。

(7) 台風の進路による影響

長野県の位置と地形のもつ条件により、台風の接近、通過は各所に風水害をもたらす。長野県に影響を及ぼす台風を経路により大別すると、次の四つのコースに分けられる。

ア 長野県を縦断して北上する場合

長野県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生する。特に東部・北部一帯は風雨が強く、台風通過後の吹き返しの風による災害をもたらす。

イ 長野県の西側に接近して北東進する場合

長野県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生し、特に南部・西部の山沿いは局地的な大雨となる。

ウ 長野県の東側に接近して北上する場合

長野県の東部の山沿いで風雨が強く、台風の吹き返しの風が被害を大きくする。

エ 長野県の南側に接近して東進する場合

南部や東部に大雨が降る典型的な雨台風で、これらの地域に水害をもたらす。

(8) 山林火災

急峻かつ複雑な地形の本村では、消火活動は困難を極める。山林面積も広大なことから、今後もお一層の火災予防対策を講ずる必要がある。

(9) 高冷地帯

内陸性気候で標高が高い本村では、主に山間部において農産物等の生育可能期間が短く、凍霜害及び低温障害等の被害が発生しやすい。

## 第2 社会的条件

### 1 人口

人口動態は、村の発展の指標となり、将来への動向を探る上で大きな要素となる。農山村から都市部への人口の流失や少子高齢化に伴い、本村の人口減少は続いている。昭和35年に9,757人だった人口が、令和2年には4,149人と約57.5%減少している。人口の減少は鈍化傾向にはあるものの、今後も続くものと予想される。

年齢別人口の推移をみると、0～14歳までが7.6%に対して、65歳以上の高齢化率は46.5%と上昇傾向にある。



## 2 産 業

社会経済の進展に伴い、産業就業動向も大きな変化を遂げた。昭和 45 年では第一次産業の就業者が 47.2%であったが、令和 2 年には 15.0%と大幅に減少し、第二次産業 26.3%、第三次産業が 58.6%に増加した。高速交通網の整備により若者の近隣市町村への就業率は今後も増加し、第一次産業は高齢者によって支えられている現況からみて更に減少するものと思われる。かつて全国ブランドとなった西条白菜、西条松茸に続く新たな特産物開発が急務である。

また、事業所のほとんどが従業員数 50 人以下という小規模ながら、鋳物、精密電子工業、自動車・機械部品の加工を主体とする本村の工業は、地場産業として定着している。令和 2 年国勢調査によると第二次産業従事者は 26.3%である。今後も積極的な操業活動を続けるとともに、地域特性を活かした企業運営の推進を図り、“若い労働力に魅力ある企業”づくりに最重点をおき、企業誘致及び商工業者が共存できる誘客能力の高い商種の誘致など積極的に推進していく。

観光面では、宿泊施設と運動施設など、自然・風土の地域特性を活かした観光事業により力を入れていく。

## 3 交 通

本村の交通は、一般国道 403 号を主軸に、一般国道 143 号と県道 7 路線、村道 602 路線及び J R 篠ノ井線で構成されている。国道及び県道については、長野自動車道麻績インターチェンジ及び筑北スマートインターチェンジの運用により交通量も増加しており、J R 篠ノ井線においては、東北信と中南信を結ぶ動脈として重要な路線である。

しかしながら、本村の地理的条件から道路、鉄道共に谷間を走り、山の中腹を縫って敷設しており、危険箇所が多くある。

平成 16 年 10 月の台風 23 号の豪雨により、本村のいたる所で災害が発生し交通に支障が出ると同時に、本村と周辺市町村の土砂崩れ等により主要道路のほとんどが通行止めとなり、孤立の恐れがあった例もあり、災害を常に受けやすい状態であることを念頭に置き、拡幅改良整備をしていくことが必要である。

## 4 社会的条件にみる災害の要因

災害発生の原因は自然的条件が主体的なものであるが、ある種の社会的要因が自然的諸要因と相関して、災害発生を醸成し、あるいは災害を拡大させる方向に作用する。

社会的条件の現状に起因した災害発生あるいは拡大の要因としては、次のことが挙げられる。

(1) 住宅密集と人口集中

本村の住宅はそのほとんどが老朽化した木造家屋で、特に旧村の役場庁舎を中心とした集落地に人口が集中している。これは警戒、避難情報の収集伝達を容易にする反面、一たび災害が発生した場合にはそれだけ家屋、住民に被害が出やすい。とりわけ、地震の際には軟弱な地盤などが多いため、広い範囲に及ぶ家屋の倒壊、さらに二次災害としての火災の被害も十分に考えられ、その恐ろしさは阪神・淡路大震災が示したところである。日常の点検を踏まえた改善及び消防・防災対策の一層の強化が必要である。

特に火災が発生した場合、灯油、プロパンガス等を個々に所有していること、木造住宅が多いこと、老朽化した建物等が多いことが災害の拡大を招く。このため、住民に火災予防思想を普及させるため、関係機関団体と協力し、春秋冬の火災予防運動を実施する。また、自主防災組織の重要性に鑑み、消防団活動などを通じ、地域住民の防火、防災意識の高揚と啓発を図る。

さらに、高齢化による災害時要援護者の増加、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も災害を大きくする要因である。

(2) 危険地帯の住居

土砂災害警戒（特別）区域や浸水想定区域に居住する住民は、特に水害や地すべりに巻き込まれる危険性があり、被災しやすい状態におかれている。

(3) 広域災害時の孤立化と交通渋滞

一般国道 403 号を幹線道路に、一般国道 143 号と県道 7 路線、長野自動車道及び J R 篠ノ井線を主な生活交通網としているが、幅員狭小、舗装・改良率の低さ、屈曲、峠道の多さなどが要因となり、直下型地震が発生した場合には、通行不能となる危険性も考えられる。たとえ、幹線道路や鉄道の機能が損なわれなくても、そこに至る道路の整備不良、地形的道路事情などによる交通障害が懸念される。いったん災害が発生した場合の交通渋滞は、被害拡大につながる要因となりかねない。十分な検討を進めるとともに、早急な整備が必要である。特に孤立化が予想される地区もあるので、その地区に生活する住民はいざというときの対応、心構えをしておく必要がある。

(4) 森林の荒廃

森林の伐採、地域開発のための工事等は山地の保水能力を減少させ、土砂崩れ等の誘因となり、水害の要因となる。本村の山地は脆弱な地質に加え、表土が薄く保水力は特に弱い。日頃から危険箇所の点検を心がけ、関係機関との協力体制を整えるものとする。

5 過去の主な災害記録

(1) 建物火災

災害年月日	被害地域及び状況
昭和 15 年 5 月 7 日	坂井地域 永井中村、駒形大火災 17 戸、35 棟焼失
昭和 17 年 4 月 3 日	坂井地域 山秋 全焼 2 戸、半焼 4 戸
昭和 49 年 9 月 23 日	聖南中学校北校舎 全焼
昭和 51 年 6 月 26 日	坂井地域 境無筑北農協製材所 99 m <sup>2</sup> 全焼
昭和 57 年 1 月 5 日	坂北地域 別所 寺院全焼

(2) 林野火災

災害年月日	被害地域及び状況
昭和 48 年 7 月 22 日～28 日	坂井地域 トドロ山火事 針葉樹 2.0ha

(3) 風水害

災害年月日	被害地域及び状況	
昭和 27 年 7 月	水害	坂井地域 全域 床上・床下浸水、道路決壊、河川氾濫、農地へ土砂流出
昭和 33 年 9 月 17 日～18 日	台風 12 号	坂井地域 全域 床上浸水 44 戸、床下浸水 105 戸、道路流失・決壊 10 箇所、橋梁流失、水道施設流失 8 箇所、田畑流失・埋没 10 町歩
昭和 34 年 8 月 13 日～14 日	台風 7 号	本城地域 死者 12 名、家屋全壊 23 戸、床上浸水 220 戸、道路・堤防・耕地等の流失・決壊・埋没、橋梁流失 20 箇所
		坂北地域 住宅流失 5 戸、全壊 11 戸、半壊 15 戸、床上浸水 106 戸、床下浸水 155 戸、納屋・畜舎・倉庫・工場等 56 戸、水田流失・埋没 40ha、冠水 60ha
		坂井地域 通信途絶、住宅半壊 4 戸、床上浸水 48 戸、床下浸水 123 戸、水道施設流失 13 箇所、道路決壊 160m、路面流失 20 km、橋梁流失 14 箇所、田畑決壊・流失 8 町歩、埋没 14 町歩、農業用施設・農作物に多大な被害
昭和 34 年 9 月 26 日	台風 15 号	坂井地域 非住家全壊 7 戸、半壊 24 戸、住宅半壊 7 戸、農作物被害 143 町歩、共同施設全半壊 14 棟
昭和 40 年 9 月 17 日～18 日	台風 24 号	坂井地域 床下浸水 35 戸、下永井・上永井中心に堤防・道路の流失・決壊、農業用施設水路 7 箇所、道路 3 箇所、頭首工 10 箇所流失

災害年月日	被害地域及び状況	
昭和 43 年 6 月 2 日	集中豪雨	坂井地域 土木関係護岸流失、農林関係土砂流出、水田流失、農作物に多大な被害
昭和 49 年 5 月 20 日	突風	坂北地域 突風被害 東山 11ha
昭和 51 年 9 月 8 日～9 日	台風 17 号	本城地域 道路流失・決壊 2 箇所、田畑土砂流出 1 箇所、有線一部不通
昭和 56 年 8 月 22 日～23 日	台風 15 号	本城地域 道路流失、護岸決壊、ほか流欠、浸水多数
		坂井地域 床下浸水 17 戸、水田土砂流出、水田冠水、堤防決壊、河川氾濫、土砂崩れほか
昭和 57 年 9 月 1 日～2 日	台風 10 号	本城地域 道路流失、橋梁決壊、田畑土砂流出
		坂井地域 道路流失 6 箇所、農業用施設決壊 3 箇所ほか
昭和 57 年 9 月 8 日～13 日	台風 18 号	坂井地域 床上浸水 1 戸、床下浸水 35 戸、道路・橋梁流失・決壊、田畑土砂流入・流出、河川決壊ほか多数
昭和 58 年 9 月 27 日～29 日	集中豪雨	本城地域 道路流失、田畑流失、水田浸水、護岸決壊、有線一部不通
		坂井地域 床下浸水 13 戸、道路流失、河川決壊、JR 冠着駅構内浸水
平成元年 9 月 8 日	集中豪雨	坂井地域 氷室沢・コモ川地籍被害甚大、土石流、土砂崩れ
平成 10 年 9 月 21 日～22 日	台風 23 号	坂井地域 果樹落下、農業用施設倒壊、停電
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号	本城地域 床下浸水 3 箇所、道路流欠 23 箇所、橋梁決壊 1 箇所、田畑流欠 72 箇所、林道流失 40 箇所
		坂北地域 床上浸水 1 箇所、床下浸水 6 箇所、道路流欠 47 箇所、田畑流欠 31 箇所、林道流欠 44 箇所、河川決壊 6 箇所
		坂井地域 道路流失 10 箇所、河川決壊 17 箇所、田畑土砂流入・流出 24 箇所、ため池等決壊 4 箇所

災害年月日	被害地域及び状況	
平成 22 年 7 月 2 日	集中豪雨	本城地域 床上浸水 2 箇所、床下浸水 10 箇所、道路流失 17 箇所、林道流失 18 箇所、河川流失 5 箇所、橋梁決壊 4 箇所、山腹崩壊 8 箇所、田畑流欠 55 箇所
		坂北地域 林道流失 6 箇所、田畑流欠 7 箇所
平成 23 年 9 月 16 日	台風 18 号	本城地域 道路崩落 4 箇所、林道崩落 1 箇所
		坂北地域 道路崩落 6 箇所、林道崩落 2 箇所
		坂井地域 床下浸水 1 箇所、道路崩落 5 箇所
平成 27 年 6 月 23 日	集中豪雨	坂北地域 山腹崩壊 1 箇所
平成 29 年 5 月 31 日	集中豪雨	本城地域 田畑冠水多数
		坂北地域 床下浸水 3 箇所、道路崩落 2 箇所、田畑冠水多数
		坂井地域 床上浸水 1 箇所、田畑冠水多数
平成 29 年 10 月 22 日	台風 21 号	本城地域 床上浸水 1 箇所、道路崩壊 1 箇所
		坂北地域 道路崩壊 4 箇所、田畑流欠 3 箇所
		坂井地域 床上浸水 1 箇所、道路崩壊 4 箇所、田畑流欠 1 箇所
令和元年 10 月 12 日～13 日	東日本台風 (台風 19 号)	警戒レベル 5 発令 (村内全域) 床下浸水 4 戸、孤立 2 地区 16 世帯、停電 (最大) 120 戸、断水 48 戸、国・県道被害 14 箇所、村道被害 48 箇所、河川被害 39 箇所、農地・農業用施設被害 68 箇所、遊歩道被害 1 箇所
令和 2 年 7 月 6 日～7 日	豪雨	警戒レベル 4 避難指示発令 (一部) 国・県道被害 4 箇所、村道被害 17 箇所、農地被害 6 箇所
令和 3 年 8 月 13 日～15 日	豪雨	警戒レベル 4 避難指示発令 (一部) 村道被害 9 箇所、農地被害 3 箇所、林道被害 5 箇所

## 第5節 被害想定

### 第1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、長野県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成 25、26 年度の2か年で実施した長野県地震被害想定の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

### 第2 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、長野県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

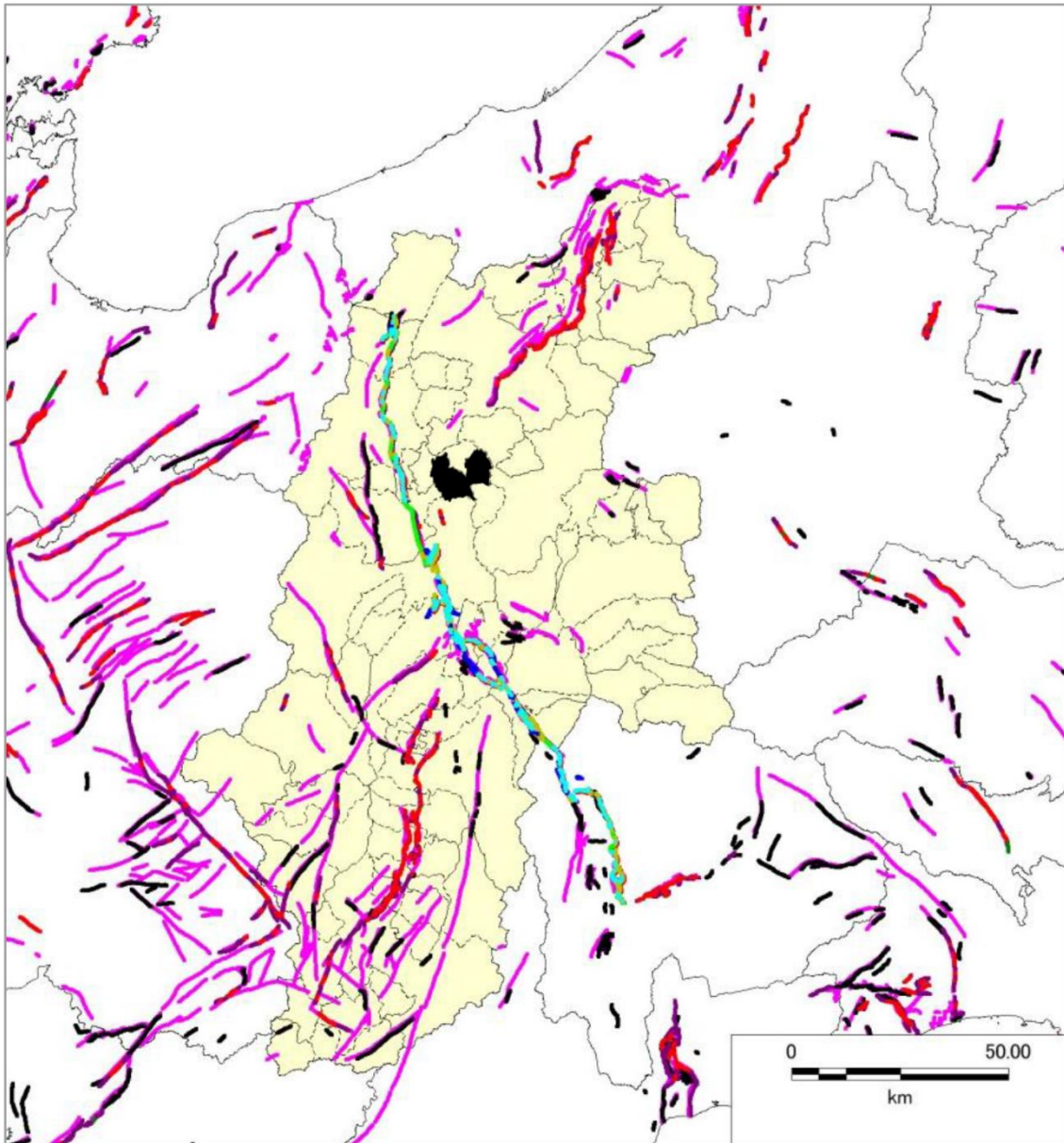
#### 想定地震の諸元

地震名	長さ (km)	マグニチュード	
		Mj	Mw
長野盆地西縁断層帯の地震 ①	58	7.8	7.1
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 全体 ②	150	8.5	7.64
北側 ③	84	8.0	7.14
南側 ④	66	7.9	7.23
伊那谷断層帯（主部）の地震 ⑤	79	8.0	7.3
阿寺断層帯（主部南部）の地震 ⑥	60	7.8	7.2
木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震 ⑦	40	7.5	6.9
境峠・神谷断層帯（主部）の地震 ⑧	47	7.6	7.0
想定東海地震 ⑨		8.0	8.0
南海トラフ巨大地震 ⑩		9.0	9.0



※気象庁マグニチュード（Mj）とモーメントマグニチュード（Mw）について

断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（Mj）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（Mw）を求めている。

想定地震（活断層）の位置



長野県とその周辺における活断層の分布（伏在、推定、位置不明確を含む）

	「新編日本の活断層」の活断層（活断層研究会, 1991）		活断層（位置确实）	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層（中田・今泉, 2002）
	活断層（位置确实）		活断層（位置不明確）	
	活断層（位置不确实）		活断層（伏在）	
	活断層（伏在部）		活断層（推定）	
	推定活断層			
「糸魚川－静岡構造線」活断層情報ステーション				

### 第3 当村の被害の概要

当村は、「糸魚川ー静岡構造線」のほぼ中央に位置し、隣接する松本市に牛伏寺断層が確認されており、直下型地震が発生する確率が高い地域と指摘されている。

長野県の想定地震のうち、「糸魚川ー静岡構造線」ではマグニチュード8クラスの地震が想定されている。各地震で想定されている当村の被害の概要は、以下のとおりである。

長野県の被害想定による当村の被害概要（建物被害）

大項目	小項目		単位	内陸型地震							海溝型地震			
				糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震(全体)	糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震(北側)	糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震(南側)	長野盆地西縁断層帯の地震	伊那谷断層帯(主部)の地震	阿寺断層帯(主部)の地震	木曾山脈西縁断層帯(主部)の地震	境峠・神谷断層帯(主部)の地震	想定東海地震	南海トラフ巨大地震(基本ケース)	南海トラフ巨大地震(陸側ケース)
				最大震度7	最大震度7	最大震度5弱	最大震度5強	最大震度4	最大震度4	最大震度4	最大震度5弱	最大震度5弱	最大震度5弱	最大震度5弱
建物被害	液状化	半壊	棟	20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	揺れ	全壊	棟	3,580	1,670	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊	棟	760	1310	0	20	0	0	0	0	0	0	0
	土砂災害	全壊	棟	10	20	0	0	0	0	0	0	0	0	*
		半壊	棟	130	90	0	10	0	0	0	0	0	0	*
	火災	焼失	棟	490	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	全壊・焼失	棟	4080	1930	0	*	0	0	0	0	0	0	*
半壊		棟	910	1420	0	30	0	0	0	0	0	0	*	



長野県の被害想定による当村の被害概要（人的被害）

大項目	小項目	単位	内陸型地震							海溝型地震				
			糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(南側)	長野盆地西縁断層帯の地震	伊那谷断層帯(主部)の地震	阿寺断層帯(主部)南部の地震	木曾山脈西縁断層帯(主部)北部の地震	境峠・神谷断層帯(主部)の地震	想定東海地震	南海トラフ巨大地震(基本ケース)	南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	
			最大震度7	最大震度7	最大震度5弱	最大震度5強	最大震度4	最大震度4	最大震度4	最大震度5弱	最大震度5弱	最大震度5弱	最大震度5弱	
人的被害	死者	建物倒壊	人	230 (0)	110 (0)	* (*)	* (*)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	* (*)
		死者数計	人	230 (0)	110 (*)	* (*)	* (*)	0 (10)	0 (0)	0 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	* (*)
	負傷者	建物倒壊	人	760 (*)	530 (*)	* (*)	* (*)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	* (*)
		屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害(建物倒壊の内数)	人	190 (150)	50 (30)	* (*)	* (*)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	* (*)
		負傷者数計	人	770 (*)	530 (*)	* (*)	* (*)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	* (*)
	重傷者	建物倒壊	人	430 (*)	300 (*)	* (*)	* (*)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	* (*)
		屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害(建物倒壊の内数)	人	30 (30)	10 (10)	* (*)	* (*)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	* (*)
		重傷者数計	人	430 (*)	300 (*)	* (*)	* (*)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	* (*)
	自力脱出困難者	人	390 (*)	180 (*)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	

長野県の被害想定による当村の被害概要（生活支障）

大項目	小項目	単位	内陸型地震								海溝型地震				
			糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(南側)	長野盆地西縁断層帯の地震	伊那谷断層帯(主部)の地震	阿寺断層帯(主部)南部の地震	木曾山脈西縁断層帯(主部)北部の地震	境峠・神谷断層帯(主部)の地震	想定東海地震	南海トラフ巨大地震(基本ケース)	南海トラフ巨大地震(陸側ケース)		
			最大震度7	最大震度7	最大震度5弱	最大震度5強	最大震度4	最大震度4	最大震度4	最大震度5弱	最大震度5弱	最大震度5弱	最大震度5弱		
生活支障	被災1日後	合計	人	3,630	1,900	0	10	0	0	0	0	0	0	*	
		避難所	人	2,180	1,140	0	*	0	0	0	0	0	0	*	
		避難所外	人	1,450	760	0	*	0	0	0	0	0	0	*	
	被災2日後	合計	人	4,010	2,670	*	80	0	0	0	0	0	0	10	
		避難所	人	2,010	1,340	*	40	0	0	0	0	0	0	10	
		避難所外	人	2,010	1,340	*	40	0	0	0	0	0	0	10	
	後被災1週間	合計	人	4,010	2,540	*	40	0	0	0	0	0	0	10	
		避難所	人	2,000	1,270	*	20	0	0	0	0	0	0	*	
		避難所外	人	2,000	1,270	*	20	0	0	0	0	0	0	*	
	後被災1ヵ月	合計	人	4,550	2,670	0	10	0	0	0	0	0	0	*	
		避難所	人	1,360	800	0	*	0	0	0	0	0	0	*	
		避難所外	人	3,180	1,870	0	10	0	0	0	0	0	0	*	
	おける用配慮者	避難所	1日後	人	460	240	0	*	0	0	0	0	0	0	*
		避難所	2日後	人	420	280	*	10	0	0	0	0	0	0	*
		避難所	1週間後	人	420	270	*	*	0	0	0	0	0	0	*
		避難所	1ヵ月後	人	290	170	0	*	0	0	0	0	0	0	*
	ライフライン	上水道	断水人口	人	4,280	4,810	50	1,870	0	0	0	0	0	0	820
		下水道	支障人口	人	2,940	2,910	200	1,150	170	170	170	170	170	170	610
		電力	停電軒数	軒	2,540	2,450	20	860	0	0	0	0	0	0	400
	物資不足	食料	過不足量	食	△4,226	△492	3,610	3,596	3,610	3,610	3,610	3,610	3,610	3,610	3,585
		飲料水	過不足量	ℓ	△29,416	△28,163	1,275	△970	1,275	1,275	1,275	1,275	1,275	1,275	798
毛布		過不足量	枚	△3,855	△2,513	160	77	158	158	158	158	158	158	144	

※ 脚注次頁

- ※1：被害想定はそれぞれが最大になる地震発生時の条件を考慮した場合示す。
- ※2：各数値は1の位で四捨五入しており、合計は必ずしも合わない場合がある。\*：わずか
- ※3：「断層変位」は地震に伴い活断層の変位が地表に現れたことによる被害数を想定したもので、「揺れ」による全壊被害の内数とする。
- ※4：人的被害は観光客を考慮した場合を示す。表中の括弧（ ）は、観光客を考慮した場合としない場合の差を示す。
- ※5：「物資不足」では△が不足量を、正の数は需要量を上回る需要備蓄量や給水可能量を示す。